

ドイツ連邦共和国ハノーファー医科大学との 大学間交流協定調印について

医学部 田原榮一

平成2年5月11日、ドイツ連邦共和国ハノーファー医科大学創立25周年記念式典において、広島大学とハノーファー医科大学（ハインツ・フンデスハーゲン学長）との間で、大学間交流協定の調印が行われ、協定書（独文と邦文）が交わされた。同式典には、広島大学から原田康夫医学部長、岡本 莫歯学部長と私とが出席し、田中隆莊学長の祝辞を原田医学部長が代読した。大学間協定書の内容は下記のごとくである。

「日本国広島大学とドイツ連邦共和国ハノーファー医科大学との間における国際交流計画に関する協定書

日本国広島大学とドイツ連邦共和国ハノーファー医科大学とは、双方が共に関心を持つ学術諸分野において、研究、教育、人的交流を図り、相互の協力関係を促進することを求める研究・教育機関であり、両大学は国際交流計画を策定し、その実施に協力し合うために、以下の協定を締結する。

（交流計画への協力及び援助）

第1条 両大学は、次の交流計画を推進するものとする。

- (1) 教職員の交流
- (2) 学生の交流

- (3) 共同研究
- (4) 学術情報の交換
- (5) 両大学が適当と認める学術交流
(交流計画への協力及び援助)

第2条 教職員の交流については、両大学はその実現のために必要な資金その他の援助を申請するにあたり、互いに協力し合うものとする。

学生の交流については、学生の所属する大学において選考し、受入れ大学に通知後、後者において最終的に決定するものとする。また、学生交流のための資金は、学生の所属する大学において解決するものとする。

（交流計画の実施）

第3条 両大学は、第1条に示された交流計画を実現するために努めるものとする。

本協定に基づく交流計画、共同研究計画の策定及びその実施については、その都度両大学間で個別に協議し、決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、両大学間で得られた合意は、必要に応じ補遺に記録するものとする。

（有効期間等）

第4条 本協定は、両大学の代表者の署名した日から効力を生ずるものとする。

第5条 本協定は、一方の大学から廃棄の申し出があった場合、両大学の協議を経て廃棄することができるものとする。ただし、この申し出は原則として6か月前に行うものとする。

2 本協定は、両大学の合意により、いつでも見直し又は修正をすることができるものとする。」

ハノーファー医科大学は1965年の創立で、全職員数はおよそ5,900人、ベッド数は1,400床、1989年現在、3,180人の医学専攻生と479人の歯学専攻生を擁する。教育・研究および患者の治療に当たっては88の各学科が基本単位として機能し、ヨーロッパの基幹臓

器移植センターとして有名である。

両大学間の教職員、研究者の交流は、1976年、医学部外科学第二講座との交流から始まり、また、医学生の交流については、1986年から毎年1~5名ずつ医学生を1か月半~2か月ずつ相互に派遣している。歯学部でも、1982年から研究者の交流が行われている。

昨年3月、ハノーファー医科大学国際交流委員長、モアード教授（実験病理学）が医学部を訪問、大学間協定の締結が提案され、大学内の同意を得てこのたびの交流協定が結ばれた。なお、協定書の作成については、国際主幹、医学部学務課から多くの貴重な意見をいただき、感謝の意を表したい。

